

## 会則第 47 条に規定する会員に対する処分

登録番号	07090006
氏名	長尾政史
事務所名称	長尾政史社会保険労務士事務所
事務所所在地	郡山市富田町字下双又14-44 トミタプラザ105
処分を行った日	令和6年5月15日
処分の内容	訓告
処分理由	<p>長期間にわたる業務懈怠</p> <p>令和6年2月6日付け苦情処理窓口への苦情申立があり、事業所から依頼された雇用調整助成金の手続きについて、令和2年8月から令和5年1月の長期間にわたり事業所からの照会や連絡、また、代理人弁護士からの内容証明郵便等に対し誠実に応じなかった。</p> <p>これらは社会保険労務士法第16条及び会則第41条の信用失墜行為の禁止、会則42条の信頼関係の保持に反するものであり、社会保険労務士たるにふさわしくない行為である。</p>